

医療福祉費支給制度(マル福)の所得制限緩和について

市では、子育て世代の医療の安心を確保するため、妊産婦と小児(出生から中学3年生まで)の医療費を助成しています。

対象者については所得制限を設けていますが、平成28年10月から所得制限が緩和されます。

所得制限の緩和により新たに対象となる方は、申請が必要となります。対象の方には通知しますので、お早めに申請をお願いします。

なお、外来自己負担額の助成についても、平成28年10月診療分からひとり親に係る中学3年生までの児童が対象となります。

○所得制限限度額表 小児の父母・妊産婦またはその配偶者 【改正前】 (平成28年9月30日まで)

合計扶養親族数	所得制限限度額	うち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	3,930,000円		
1人	4,230,000円	4,290,000円	
2人	4,530,000円	4,590,000円	4,650,000円
3人	4,830,000円	4,890,000円	4,950,000円
4人	5,130,000円	5,190,000円	5,250,000円
5人	5,430,000円	5,490,000円	5,550,000円

※扶養親族1人につき30万円加算(当該扶養親族が、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、または老人扶養親族の場合は、1人につき更に6万円加算)

※総所得金額から、一律80,000円を控除します。

【改正後】 (平成28年10月1日から)

合計扶養親族数	所得制限限度額	うち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	6,220,000円		
1人	6,600,000円	6,660,000円	
2人	6,980,000円	7,040,000円	7,100,000円
3人	7,360,000円	7,420,000円	7,480,000円
4人	7,740,000円	7,800,000円	7,860,000円
5人	8,120,000円	8,180,000円	8,240,000円

※扶養親族1人につき38万円加算(当該扶養親族が、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、または老人扶養親族の場合は、1人につき更に6万円加算)

※総所得金額から、一律80,000円を控除します。

問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線162・165